

長崎市障害者相談支援事業委託業務受注者募集要項

1 募集の目的

長崎市では、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に規定する地域生活支援事業について、地域の特性や利用者の状況に応じ、様々な形態により実施しています。

このうち、以下の事業に係る業務については、委託して実施してきましたが、相談件数の増加に伴い、委託事業所を1か所増やし、業務を実施するための事業所を設置運営する法人を募集します。

（1）障害者相談支援事業の単独業務<以下、「**単独業務**」という>

長崎市では、長崎市行政区域の区分（昭和40年4月1日告示第44号。以下「行政区域」という。）に規定する4地区（東部地区、西部地区、南部地区及び北部地区）を対象として、4箇所の事業所を設置していますが、新たに長崎市役所地域センター設置条例の区分（昭和24年9月19日条例第55号）に規定する中央地域センターの所管区域<以下、「中央地域」という>に指定相談支援事業者（※）としての経験を有し、事業実施を希望する法人を募集します。

※指定相談支援事業者とは、法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者又は同法第51条の17第1項に規定する指定特定相談支援事業者をいいます。

2 募集内容

（1）業 務 名

長崎市障害者相談支援事業業務委託（単独業務）

（2）履行期間 契約締結日から令和10年11月30日まで（3年間）

長崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成19年長崎市条例第2号）第2号に基づく長期継続契約

（3）履行場所

・ 長崎市役所地域センター設置条例に規定する中央地域に1箇所

（4）委 託 料

32,067,200円を上限とする。

※3年間の総額です。また、本件募集に示した契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり、次年度以降の歳入歳出予算が減額又は削減された場合は、契約の変更又は解除を行うことがあります。

3 業務内容、人員体制、設置場所及び設備等

別紙2「長崎市障害者相談支援事業業務委託仕様書」のとおり

※なお、当該仕様書については、受注者決定後、応募時の提案内容等を踏まえ、市及び受注者による協議のうえ、一部変更する場合があります。

4 応募資格

事業の運営を円滑かつ安定して実施できる法人であり、次の要件を全て満たす法人とします。

- (1) 応募する地域の地区内に事業所を設置できること。
- (2) 指定相談支援事業者であって、令和7年9月1日時点で長崎市内に指定相談支援事業所を有し、活動実績があること。
- (3) 法第51条の19第2項又は第51条の20第2項の規定に該当しない法人であること。
- (4) 長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）第2条第1項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。
- (5) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年長崎市告示第85号）の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領（平成16年長崎市告示第305号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成24年長崎市告示第829号）の規定による入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定され、又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (8) 当該単独業務の受注者募集に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていない者であること。
- (9) 応募書類提出日において、市税、国税及び県税を滞納していないこと。
- (10) 次の①又は②のいずれかを満たしていること。
 - ①直近の決算において、債務超過になっていないこと。
 - ②応募する業務委託に係る年間事業費の「12分の2」に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していること。
- (11) 委託料の見積額が、「2 募集内容（4）委託料」に記載の上限額を超えていないこと。

5 応募について

(1) 募集期間

令和7年10月7日（火）から令和7年11月6日（木）まで

(2) 募集要項に関する質問

令和7年10月7日（火）から令和7年10月22日（水）17時30分まで、次のFAX又は電子メールでのみ受け付けます。

FAX 095（823）7571

Eメール sakai_toui@city.nagasaki.lg.jp

（件名は、「長崎市障害者相談支援事業委託業務受注者募集要項質問票」としてくだ
さい。）

① 電話、口頭等では受け付けません。

② 質問は長崎市障害者相談支援事業委託業務受注者募集要項質問票（第1号様式）を使い、簡潔に記入してください。

- ③ 質問に対する回答は、応募に際して必要な項目のみ、令和7年10月24日（金）から令和7年11月6日（木）まで、長崎市福祉部障害福祉課（長崎市役所2階）及び長崎市ホームページにて公表します。

（3）提出書類

次の書類を原本1部（原本の提出にあたり、写しを提出する場合は、原本証明をお願いします。）、副本（原本の写し）1部を提出してください。

単独業務

ア 長崎市障害者相談支援事業業務委託応募書類一覧

イ 長崎市障害者相談支援事業委託業務受注者応募申請書（第2号様式）

ウ 法人の概要書（第3号様式）（以下の書類を添付）

・法人の財務状況に関する書類

貸借対照表、事業活動計算書及び資金収支計算書（直近の事業年度分）

（法人設立後、決算申告の時期が一度も到来していない法人については、預金残高の証明書又は通帳の写しを提出してください。）

・納税に関する証明書（応募書類受付日以前、3か月以内に発行されたもの。）

市税においては完納証明書、国税（法人税・消費税及び地方消費税）の納税証明書（直近の事業年度分）、県税（法人県民税・法人事業税）の納税証明書（直近の事業年度分）

・法人の理事・評議員等の役員名簿（任意様式。生年月日が記載されていること。）

エ 事業計画書（第4号様式）

オ 当該事業に従事する職員一覧（第5号様式）（以下の書類を添付）

・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（第5号様式の補足様式）

・管理者の経歴書（参考様式1）

・相談支援専門員の経歴書（参考様式1）

・相談支援従事者初任者（現任）研修修了証の写し

カ 参考見積書（3年間総額）（参考様式2）

キ 収支予算書（参考様式3）（3年間の経費の内訳がわかるもの）

ク 事業所の位置図（任意様式）（近隣の状況、市における位置がわかるもの）

ケ 事業所の平面図（参考様式4）（設計図写し等の添付でも可。各部屋の用途と面積を必ず記載してください。）

コ 指定相談支援事業所運営規程

サ 指定相談支援事業者指定書の写し

（4）提出動画

応募する業務について、業務を実施する事業所の現地の状況を確認するため、以下の条件で動画を提出してください。提出動画は、審査会で説明していただく資料となります。

① 動画の再生時間は5分程度としてください。

②別紙3「長崎市障害者相談支援事業委託業務受注者選定基準」のうち、「2 業務の基盤性 ウ 管理運営体制」における「事務所の立地及び公共交通でのアクセス」や「事務所の機能」を考慮した内容、事業計画書に沿った内容となるよう努めてください。具体的には、事業所内全ての部屋（玄関、トイレ含む）、事務所の立地条件、公共交通機関からのアクセス、駐車場等です。

- ③ 動画には、法人名、事業所名、施設名及び人物が映らないよう努めてください。
- ④ 動画の提出は、光ディスクのうち、DVD-R 又は CD-R で提出してください。レーベル面には、応募法人名を記載してください。

※動画自体の出来映えが直接審査に影響を及ぼすことはありません。あくまで、業務を実施する事業所の現地の状況を確認する資料として提出を求めるものです。

(5) 応募書類及び動画の提出場所

長崎市福祉部障害福祉課（長崎市役所 2 階）

(6) 応募書類及び動画の提出期間及び提出方法

令和 7 年 1 0 月 7 日（火）から令和 7 年 1 1 月 6 日（木）まで

- ・ 8 時 45 分から 17 時 30 分の間に上記提出場所へ持参してください。
- ・ 時間外及び期間外の提出は受け付けません。
- ・ 郵送の場合は、提出期間の最終日必着とします。

- ① 持参については、代理人でも可とします。
- ② 提出書類及び提出動画の修正については、提出期間終了後は受け付けません。
- ③ 他の応募者に関する応募状況の問い合わせについては、一切受け付けません。
- ④ 応募後、辞退する際には応募辞退届（第 6 号様式）を提出していただきます。

(7) その他

- ① 応募に際して発生する費用は、選考の有無にかかわらず応募者の負担となります。
- ② 提出動画については、提出後、市で動作確認を行います。動画が見られない等の不具合が生じた場合、提出媒体の差し替えを求めることがあります。

6 応募の抹消

応募した法人（以下「応募法人」という。）が、応募書類の受付日以降、選定の日までの間に次のいずれかに該当した場合は、その応募を抹消し、また、事業の受注候補者となっている場合にはその対象者から除外します。

- (1) 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (2) 長崎市障害者相談支援事業委託業務受注者選定審査会（以下「審査会」という。）の委員、長崎市関係職員、その他本件関係者に対し、本件応募についての接触の事実が認められた場合。
- (3) 提出された書類に虚偽の記載があった場合

7 ヒアリング等

令和 7 年 11 月 13 日（木）に審査会を行います。始めに、提出書類及び提出動画についての説明を行っていただき、次に、ヒアリングを行います。

8 受注者の選定方法

- (1) 提出書類、提出動画及びヒアリングに基づき応募法人の評価等を行い、審査会で審査後、長崎市が受注者を決定します。
- (2) 受注者の選定については、長崎市障害者相談支援事業委託業務（単独業務）受注者を審査し、それぞれ最も高い評価を得た法人を選定しますが、下記（3）評価点に記載する【最低基準】に満たない法人は、受注者として選定しません。

(3) 評価点

別紙3「長崎市障害者相談支援事業委託業務受注者選定基準」（以下、「選定基準」という。）において、次の方法により採点します。

【評価項目】

単独業務：320点満点

上記について、次の「評価項目」のそれぞれの評価事項における選定基準に基づき、4点から0点の5段階で採点し、合計するものとします。

ア 法人運営の基本方針

イ 事業の実施方針

ウ 管理運営体制

【最低基準】

次のとおり最低基準を設定し、最低基準を下回った場合は失格とします。

・【評価項目】各小項目において、5段階評価の中間点（2点）を標準と設定し、その項目の合計（中項目）において、配点の50%を最低基準とします。

・採点結果の合計において、配点の60%を最低基準とします。

(4) 採点の結果、同得点で一位となった法人が2者以上の場合は、選定基準の「イ 事業の実施方針」の得点が高い法人を選定します。

(5) (4)の場合において、同得点の法人が2者以上の場合は、選定基準の「ウ 管理運営体制」の得点が高い法人を選定します。

(6) (5)の場合において、同得点の法人が2者以上の場合は、参考見積価格が低い法人を選定します。

(7) (6)の場合において、同価格の法人が2者以上の場合は、審査会の決するところにより選定します。

(8) 受注者の選定後、応募内容と実施面で重大な乖離があった場合は、選定結果を取り消し、次順位の法人を受注者とする場合があります。

(9) 選定結果については、全応募法人に文書で通知すると共に、長崎市ホームページへ掲載します。

(10) 受注者の辞退は、原則認めないものとします。

審査会は、以下の5名の委員により構成されます。

	氏名（50音順）	所属団体
1	網代 比呂恵	長崎県立長崎特別支援学校
2	石川 衣紀	国立大学法人 長崎大学教育学部
3	奥平 定之	一般社団法人 長崎市医師会
4	中谷 晃	一般社団法人 長崎市医師会
5	吉本 知江子	長崎純心大学人文学部

9 選定のスケジュール

内 容	期 限 等
募集要項に対する質問提出	令和7年10月7日（火）～

	令和 7 年 10 月 22 日（水）17 時 30 分
質問に対する回答	令和 7 年 10 月 24 日（金）～ 令和 7 年 11 月 6 日（木）
応募書類及び動画提出締切	令和 7 年 11 月 6 日（木）17 時 30 分
ヒアリング等	令和 7 年 11 月 13 日（木）
特定・非特定の結果通知	令和 7 年 11 月中旬予定
見積書提出	令和 7 年 11 月中旬予定
契約締結	令和 7 年 11 月下旬予定

10 その他の留意事項

- （１）１つの法人が応募可能な地区は、現時点で委託している地区を含めて１地区のみとします。
- （２）提出期限後における提出書類及び提出動画の差替え、訂正及び再提出は認めません。ただし、応募書類及び動画の提出後に、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。
- （３）提出書類及び提出動画は返却しません。
- （４）提案書等の作成に要した費用、ヒアリング等に要した旅費、その他提出に要した一切の費用については、応募法人の負担とします。
- （５）受注者は、本業務を実施する場合において、市と密接に打ち合わせを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守してください。また、契約終了後においても、守秘義務を遵守してください。
- （６）成果品に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、受注者固有の知識、技術を除き全て長崎市に帰属するものとします。
- （７）提出書類に記載した配置予定の業務担当者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、変更前の業務担当者と同等以上の技術者であることの了解を委託者に得なければなりません。
- （８）受注者の選定に係る審査結果は、長崎市情報公開条例（平成13年長崎市条例第28号）第23条の規定により公表します。

11 担当課

長崎市福祉部障害福祉課総務企画係（〒850-8685 長崎市魚の町4番1号）

担当者名：酒井

電話 095-829-1141（直通）／ FAX 095-823-7571

電子メールアドレス：sakai_toui@city.nagasaki.lg.jp